本使は、更に、この書簡及びカンボジア王国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年十月八日にプノンペンで

カンボジア王国駐在
日本国特命全権大使　植野篤志

カンボジア王国
副首相兼外務国際協力大臣　ブラック・ソコン閣下

付表

（限度額）

1　ニロート上水道拡張計画（第一期）　二百十五億二千六百万円
2　プノンペン首都圏送配電網拡張整備計画（フェーズ3）（第一期）　二百二十九億千百万円
総額　四百四十四億三千七百万円

（カンボジア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、カンボジア王国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年十月八日にプノンペンで

カンボジア王国
副首相兼外務国際協力大臣　ブラック・ソコン

カンボジア王国駐在
日本国特命全権大使　植野篤志閣下

○農林水産省告示第千六百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十一月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県湯沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十一月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道登別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び登別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宮目木川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　熊本県球磨郡五木村甲字葛八重、北平及野々脇の区域内の土地のうち、次の一点から十五点までを順次結んだ線、十五点と十六点を熊本県球磨郡五木村甲字野々脇七三三番三四と七三三番二四の境界に沿って結んだ線、十六点から二十四点までを順次結んだ線、二十四点と二十五点を熊本県球磨郡五木村甲字北平九〇七番七と九〇七番三の境界に沿って結んだ線、二十五点から三十一点までを順次結んだ線及び一点と三十一点を結んだ線で囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千七百九十一号で指定した同号九四に掲げる土地の区域を除く）

点	北緯	東経
1	32°21′50.8310″	130°51′33.0183″
2	32°21′50.8890″	130°51′33.6879″
3	32°21′50.8203″	130°51′34.0654″
4	32°21′50.2347″	130°51′36.7041″
5	32°21′50.0769″	130°51′39.1277″
6	32°21′50.0175″	130°51′40.0365″
7	32°21′50.1344″	130°51′40.9030″
8	32°21′50.2921″	130°51′41.3051″
9	32°21′51.2157″	130°51′43.1714″
10	32°21′52.2166″	130°51′44.3843″
11	32°21′52.5603″	130°51′45.2393″
12	32°21′57.9345″	130°51′48.3485″
13	32°21′57.6232″	130°51′49.6217″
14	32°21′57.4902″	130°51′50.1297″
15	32°21′56.5913″	130°51′49.8175″
16	32°21′54.6984″	130°51′49.3576″
17	32°21′53.0404″	130°51′49.6802″
18	32°21′51.7742″	130°51′49.1309″
19	32°21′51.5059″	130°51′48.9229″
20	32°21′49.7372″	130°51′47.2128″
21	32°21′48.1511″	130°51′43.4644″
22	32°21′50.0848″	130°51′41.9174″
23	32°21′49.7417″	130°51′40.7420″
24	32°21′49.7915″	130°51′38.9387″
25	32°21′49.9472″	130°51′37.2818″
26	32°21′50.0313″	130°51′36.5496″
27	32°21′50.1479″	130°51′35.8031″
28	32°21′50.6412″	130°51′33.9889″
29	32°21′50.7130″	130°51′33.6038″
30	32°21′50.6456″	130°51′33.1037″
31	32°21′50.6708″	130°51′33.0431″

ロ　熊本県球磨郡五木村甲字野々脇の区域内の土地のうち、次の三十二点から三十六点までを順次結んだ線、三十六点と三十七点を熊本県球磨郡五木村甲字野々脇七三三番三〇と七三三番二九の境界に沿って結んだ線、三十七点と三十八点を熊本県球磨郡五木村甲字野々脇七三三番三〇と七一九番一と七一九番九の境界に沿って結んだ線、三十八点から四十九点までを順次結んだ線及び三十二点から四十九点までを昭和四十二年建設省告示第千七百九十一号で指定した同号九四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
32	32°21′46.7632″	130°51′37.8512″
33	32°21′46.4240″	130°51′37.3122″
34	32°21′46.2305″	130°51′37.3684″
35	32°21′45.9158″	130°51′36.8751″
36	32°21′45.6852″	130°51′36.0150″